

別表 エシカル農産物マーケティング・消費促進業務 審査基準

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。
 なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い提案書が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。
- 4 各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(100点満点)

審査項目	評価内容	配点
1 業務内容の理解度	業務委託の目的や内容について十分に理解しているか。	5
2 提案内容の優良性	調査項目、聞き取り調査対象の候補先、調査結果の分析手法等について、具体性、妥当性、実現可能性があり、本県の農政の特性を踏まえているか。	20
3 提案内容の独創性	独自の発想に基づく提案（調査）内容が含まれているか。	15
4 業務実施の確実性	過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。	15
5 業務遂行の安定性	委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。	15
6 業務成果の中立性	適正公平な業務成果を示すことができるか。	15
7 必要経費	業務内容に見合った適切な経費であるか。	5
8 専門的知識	業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。	10

【評価基準】

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
優	優	良	良	可	可	やや不良	やや不良	不良	不良
(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)

- ・評価項目毎に、整数で絶対評価を行う。
- ・配点が20点、15点及び5点の項目は、10～1の評価基準の数にそれぞれ2.0、1.5、0.5を乗じた数を得点とする。